

## まもりすまい保険の団体割引の適用に関する取り扱い

すまいる倶楽部・茨城会則第3条(2)に関する事業の一環として、本会が住宅保証機構株式会社の団体(団体Ⅱ)として認定された後、会員がまもりすまい保険に係る保険料の団体割引を受けようとする時は、下記の事項を遵守して下さい。

### 記

- 会員は、まもりすまい保険を申し込むときは、まもりすまい保険団体利用申込書を事務局に提出し、「すまいる倶楽部・茨城」が定める品質管理基準に適合することの確認を受けて下さい。
- Web による保険申込をする場合は、団体利用申込書を添付図書に併せて送信して下さい。
- 団体利用保険申込みを行う住宅は、「すまいる倶楽部・茨城」が定める品質管理基準に適合することを自ら確認し、住宅の品質確保・向上に努めて下さい。

<団体認定(団体Ⅱ)には、以下の要件があります。ご理解ご協力をお願いします。>

	要 件
取引規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体の会員数が、機構の定める数以上であること。</li><li>・機構での年間契約住宅戸数が、機構の定める戸数以上であること。ただし、初年度の実績は見込みとすることができる。</li></ul>
品質管理基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・機構が定める「設計施工基準」を満たすとともに事故抑制に資する住宅に関する団体独自の品質管理基準が定められていること。</li><li>・団体本部が個々の申請住宅について設計図書の点検を行い、上記の基準に適合することの証明を行うこと。</li></ul>
制度普及活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険制度の内容や事務手続きの周知、設計施工基準・仕様の周知、事故抑制のための品質管理上の留意点の周知について、制度普及活動を会員向けに実施する。</li></ul>
新技術に関する普及・調査活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・機構が定める事故抑制に資する先導的な技術基準等を周知するとともに、これを団体独自の品質管理基準に反映させること。</li><li>・上記の品質管理基準に関する仕様書・施工マニュアル等を作成し、技術の普及と施行の安定性を確保すること。</li><li>・先導的な技術基準に関する施工上の課題、普及のための課題等について調査を行い、機構に報告すること。</li><li>・機構の求めに応じ、会員に対する住宅技術等のアンケート調査、抽出による現地調査等により、住宅の施工実態に関する調査等を実施する。</li></ul>
事故調査への協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時に機構の事故調査に協力するとともに、発生原因について精査し、再発防止のための措置を講ずること。</li></ul>
損害率	<ul style="list-style-type: none"><li>・損害率が機構の定める数値未満であること。ただし本規定は、認定後3年目から適用する。</li></ul>